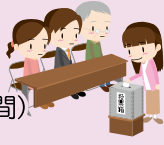


投票日にサイレンを鳴らします

3月25日(日)の投票日に投票啓発のため全町一斉にサイレンを吹鳴します。火災とお間違えのないようお知らせします。

■サイレン吹鳴の時間

午前7時・正午・午後7時(30秒間)



3月25日(日)は町長選挙・町議会議員補欠選挙(欠員2名)の投票日です

投票日 3月25日(日)

▼投票時間 午前7時～午後8時
▼投票できる方

○平成12年3月26日以前に生まれた方
○転入者については、平成29年12月19日以前に那須町に転入届をし、引き続き3カ月以上那須町に住民登録をされている方

▼投票所

- 第1投票区 那須町ゆうゆうセンター
- 第2投票区 黒田原小学校体育館
- 第3投票区 田中地区コミュニティセンター
- 第4投票区 那須町農村婦人の家
- 第5投票区 田代友愛小学校体育館
- 第6投票区 旧室野井小学校体育館
- 第7投票区 高原公民館
- 第8投票区 那須高原小学校体育館
- 第9投票区 旧大沢小学校体育館
- 第10投票区 大島地区コミュニティセンター
- 第11投票区 逃室地区集会所施設
- 第12投票区 夕狩集会所
- 第13投票区 成沢地区集落センター
- 第14投票区 芦野基幹集落センター
- 第15投票区 寄居集落センター
- 第16投票区 富岡集落センター

○第17投票区 伊王野基幹集落センター

○第18投票区 美野沢体育センター

○第19投票区 稲沢地区集落センター

期日前投票
3月21日(水・祝)～24日(土)

投票日に、仕事や旅行などで投票に行けない時は期日前投票ができます。今回の選挙では役場本庁と高原公民館で期日前投票ができます。

▼期日前投票所および投票時間

- 役場本庁町民ホール 午前8時30分～午後8時
- 高原公民館 午前9時～午後6時

※場所によつて期日前投票ができる時間が異なりますのでご注意ください。

入場券をお持ちください

入場券は告示日(3月20日)以降に郵送します。期日前投票をするときは、裏面が宣誓書になっていますので、あらかじめ記入してお持ちください。

不在者投票

仕事や旅行などで他市町村に滞在する方は、不在者投票ができます。

また、病院や介護施設(県指定施設)など入院、入所されている方は、今までもおり不在者投票ができます。身体障害者手帳等をお持ちの方で郵便投票証明書の交付を受けている方は、郵便による不在者投票もできます。不在者投票は日数を要しますのでお早めに請求またはお問い合わせください。

選挙公報について

選挙公報は、3月23日以降に新聞折り込みで配布いたします。また、役場本庁、各支所、図書館、文化センター等の町施設にも配置するほか、ホームページにも掲載します。新聞を購読していない世帯で郵送での配布を希望する場合は、お手数ですが選挙管理委員会事務局にご連絡ください。

ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう

▼選挙運動ができる期間

選挙運動ができる期間は、告示日(今回の選挙の場合は、3月20日)に立候補の届出が受理されてから、投票日の前日(3月24日)までの5日間です。告示日より前の選挙運動は、すべて事前運動として禁止されています。

▼やってはいけない選挙運動

選挙の自由と公正を守るため、公職選挙法は、選挙運動のうち様々な行為を禁止していますが、次の行為は、その代表的なものです。

○買収

選挙違反のうちで、一番悪質な犯罪です。買収罪は、当選を得る目的でお金や品物を渡したり、食事や酒などをごちそうしたりすることで成立しますが、これらの申込みや約束をしただけの場合でも成立します。

○戸別訪問

選挙運動の目的で戸別に有権者の家などを訪問することは、すべての人について禁止されています。

○飲食物の提供

選挙運動に関して、飲食物(湯茶・通常用いられる程度の茶菓子を除きます)を提供することは、すべての人について禁止されています。

あなたの一票 未来のために

選挙は、私たちの意見を政治に反映させる大切な機会です。貴重な一票を無駄にすることなく必ず投票しましょう。

▼問合せ 選挙管理委員会事務局

☎ 726927